明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三）　一
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通六）　四
〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　七
（財務三二～三四、三七）
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三五）　九
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三六）　一〇
○健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（厚生労働二三）　一二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三九
特殊法人等
特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係　四〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四一
会社その他
会社決算公告　四二

省令

○厚生労働省令第十三号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十八条に次の二号を加える。

四　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等

五　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者

第六十二条の三に次の一号を加える。

五　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者

第六十六条に次の一項を加える。

4　海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当（第二号において「海外療養」という。）について療養費の支給を受けようとするときは、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し

二　保険者が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書

第八十四条第一項第六号中「第百八条第二項ただし書又は第三項ただし書」を「第百八条第三項ただし書又は第四項ただし書」に改め、同項第七号中「第百八条第四項ただし書」を「第百八条第五項ただし書」に改め、同項第八号中「第百八条第一項ただし書」を「第百八条第一項ただし書、第三項ただし書又は第四項ただし書」に改め、同条第五項第一号中「第百八条第二項」を「第百八条第三項」に改め、同項第二号中「第百八条第三項」を「第百八条第四項」に改め、同項第三号中「第百八条第四項」を「第百八条第五項」に改め、同条第六項中「第百八条第三項」を「第百八条第四項」に改め、同条第七項中「前項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

一　法第九十九条第二項（次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条並びに次条第二項から第四項まで、第六項及び第七項において同じ。）に規定する傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の法第九十九条第二項の標準報酬月額が定められている直近の継続した十二月以内の期間において、使用される事業所に変更があった場合　各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間

二　次条第二項から第四項までに規定する標準報酬月額がある場合　合併により消滅した健康保険組合、分割により消滅した健康保険組合若しくは分割後存続する健康保険組合又は解散により消滅した健康保険組合の名称及び当該各健康保険組合に加入していた期間